

平成12年3月31日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局

介護保険制度施行準備室長

介護保険の適用除外者の管理について

日頃より、介護保険制度の施行準備にご協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、標記につきましては、平成10年4月21日の「全国介護保険担当課長会議資料」（以下「資料」という。）においてお示したところであり、その中で措置部局等に対して協力を依頼することを検討中としておりましたが、今般、厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省社会・援護局保護課長及び厚生省保健医療局国立病院部政策医療課長から、障障第10号・社援保第12号及び政医第78号により、都道府県、政令指定都市及び中核市の措置部局並びに国立ハンセン病療養所に対して協力を依頼しました。つきましては当該通知及び適用除外者に係る市町村事務処理手順（別添）を送付致しますので、管下市町村に対する周知方よろしくお願い致します。

なお、それらと併せまして以下の3点にも御留意いただきますよう、周知方よろしくお願い致します。

1. 資料では65歳以上の適用除外者の死亡、氏名変更、転居及び転出については措置部局等からの情報提供の対象とされていたが、適用除外者に係る情報管理が介護担当部局において適切に行われる場合には、これらの情報については住民基本台帳による情報から把握することが可能であるため、措置部局等からの情報提供の対象からは除外したこと。

2. 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）が一部改正され（平成11年9月3日公布政令第262号（平成12年4月1日施行））、住民票の記載事項として「介護保険の被保険者となった年月日」が追加されたため、平成12年4月1日現在で適用除外となる者に関し、介護保険担当部局が措置部局等から提供を受けた情報等については、住基担当部局に対して適切に情報提供すること。

3. なお、2. の一部改正により、転出証明書の記載事項についても「介護保険の被保険者である旨」が追加されたので、65歳以上の適用除外者の転入であって当該措置部局等からの情報提供がない場合であっても、転出証明書に介護保険の被保険者である旨の記載がないことにより、転入先市町村においても当該者が適用除外者である旨を把握することができる。この場合において、転入先市町村は、介護保険法（平成9年法律123号）第202条に基づく本人又はその世帯主等に対する調査によって、適用除外者である旨の確認を行うこと。

(別添)

市町村事務処理手順（適用除外施設）

大項目	中項目
適用除外施設	施設入所
	施設退所
	2つの市町村間での転出及び転入
	65歳到達
	入所証明書交付

大項目	中項目
適用除外施設	1 施設入所 A市からA市の適用除外施設Xに入所した場合
<p style="text-align: center;">措置市町村＝施設所在地市町村と仮定</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 20px 0;"> <div style="text-align: center;"> <p>当該市町村A 施設所在地市町村A</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>従前住所地市町村A 在宅</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 0 10px;"> <p>→ 入所</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施設所在市町村A 適用除外施設X</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 資格喪失届の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は「資格喪失届」に被保険者証を添えて、当該市町村A市の介護保険担当部局に届け出る。 ② 適用除外施設へ入所 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者はA市にある適用除外施設Xに入所する。 ③ 連絡票の送付 <ul style="list-style-type: none"> ・A市の措置部局はA市の介護保険担当部局へ連絡票を送付する。 ・適用除外施設Xがハンセン病療養所の場合、適用除外施設XはA市の介護保険担当部局へ、連絡票を送付する。 ④ 被保険者台帳の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険担当部局は被保険者台帳から削除し、適用除外者名簿に記載する。 	
<p>備考</p> <p>被保険者から資格喪失の届出がなく、適用除外施設に入所し、当該施設又は措置部局から（入所）連絡票が送付された場合は、資格喪失届を促す。</p> <p>連絡票は別紙1の様式を使用</p>	

1 施設入所

A市 在宅 → A市 X施設

